役員等の報酬及び費用弁償規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会（以下「県母子連」という。）定款第９条並びに第２３条に基づき、評議員の費用弁償及び役員等に対する報酬及び費用弁償等について定めるものとする。

（報酬）

第２条　評議員及び理事に対しての報酬は無報酬とする。

２　監事に対しての報酬は、予算の範囲で出勤実態に即して次のとおりとする。

（１）定期的監査（決算時）　　１０，０００円/回

（２）（１）以外の業務指導　　３，０００円/回

（旅費）

第３条　評議員及び役員等の旅費の支給については、原則、「社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会職員旅費規程」（以下「旅費規程」という。）に準じて取り扱うものとする。

２　ただし、評議員及び役員等が評議員会又は理事会に出席する場合、及び監事が監査を行う場合の旅費は、次の実費及び日当（秋田市内在住の役員等を除く）を支給するものとする。

一　実　費　　旅費規程第９条第１項第１号の規定における運賃もしくは第１２条の規定における車賃

二　日　当　　１日につき１，３００円（旅費規程第１３条の規定における日当の半額）

附　則

（施行期日）

１　この規程は平成１５年９月１日から施行する。

２　この規程は平成２８年４月１日から施行する。（一部改正）

３　この規程は平成２９年７月１日から施行する。（一部改正）

４　この規程は令和３年４月１日から施行する。（一部改正）

（経過措置）

この規程施行の際、現に執行されているそれぞれの事項については、この規程に基づいてなされたものとみなす。